

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

（平成 18 年 1 月 26 日 国土交通省告示第 184 号）

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日 国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項**1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担**

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28

号。以下「規則」という。)第22条(規則附則第3条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。))第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者にも頼めばいいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO などの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項（略）

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則 （略）

2. 耐震改修促進法（抜粋）

（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）

最終改正 平成 30 年法律第 67 号にもとづく改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 （略）

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築部の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建

建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建

建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適格な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

（計画の認定）

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国

- 土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- （１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- （２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- ４ 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- ５ 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないとき

は、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

千葉県耐震改修促進計画

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

策定年月	平成19年	3月
(一部改定	平成26年	3月)
(一部改定	平成27年	3月)
(改定	平成28年	1月)
(一部改定	平成29年	3月)
(一部改定	平成30年	3月)
(一部改定	平成30年	10月)
(一部改定	平成31年	3月)
(改定	令和3年	3月)

目 次

はじめに	1
第1 計画策定の趣旨	2
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模等及び被害の状況	3
(1) 想定される地震の規模等	3
(2) 物的被害	3
(3) 人的被害	4
2 耐震化の現状	6
(1) 住宅	6
(2) 建築物	6
ア 耐震診断義務付け対象建築物	6
イ 特定建築物	6
(3) 県有建築物	7
3 耐震化の目標の設定	8
(1) 住宅	8
(2) 建築物	8
(3) 公共建築物	8
ア 県有建築物	8
イ 市町村有建築物	9
4 公共建築物の耐震化の情報開示	9
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	10
(1) 建築物の所有者等の役割	10
(2) 県の役割	10
(3) 市町村の役割	10
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	10
3 重点的に耐震化すべき建築物	10
4 重点的に耐震化すべき区域	11
5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路	11
(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路	11
(2) その他の緊急輸送道路	11
6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	12
(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策	12
(2) 各種落下物対策	12
(3) 天井等の脱落対策	12

(4) ブロック塀対策の推進	12
7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進.....	13
8 特定優良賃貸住宅の空家の活用.....	13
9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修.....	13
10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	13
11 耐震化の状況把握	13
第4 啓発及び知識の普及	14
1 地震ハザードマップの作成・公表	14
2 建築物の液状化対策	14
3 相談体制の整備及び情報提供の充実	14
(1) 耐震相談窓口の設置	14
ア 設置場所	14
イ 相談内容	15
(2) 防災査察等の活用	15
(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示	15
4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等	15
(1) パンフレットの作成・配布等	16
(2) 耐震相談会の実施	16
(3) 講習会の実施	16
ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会	16
イ 建築物の液状化対策講習会	17
5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	17
6 家具の転倒防止策の推進	17
7 自治会等との連携に関する事項.....	17
8 耐震改修建築物の表彰.....	17
第5 所管行政庁との連携	18
1 法による指導等の実施.....	18
(1) 耐震診断義務付け対象建築物	18
ア 耐震診断・報告の実効性確保	18
イ 耐震診断結果の公表	18
ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表.....	18
(2) 既存耐震不適格建築物.....	19
ア 指導・助言	19
イ 指示、公表	19
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	19
(1) 命令等の実施の方法、考え方	19

第 6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	19
1	市町村が定める耐震改修促進計画	19
2	関連団体との連携.....	19
	(1) 千葉県建築防災連絡協議会	19
	(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会	20
	(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議	20
	(4) 千葉県耐震判定協議会	20
3	その他.....	20
別表・別図		21
別表 1	法第 5 条第 3 項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合に おいてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事 項及び耐震診断の結果の報告の期限	21
別表 2	法第 5 条第 3 項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務 付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限....	25
別図 1	法第 5 条第 3 項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務 付ける道路.....	26

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。

千葉県においては、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」を策定しました。

平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

その後、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が生じたことや南海トラフの海溝型巨大地震等の発生の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法改正がなされました。県内においても最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で液状化現象が発生したことや法改正により計画の改定が求められていること等により、平成28年1月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、平成31年1月の政令が改正され、都道府県耐震改修促進計画の速やかな改定が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、改定することとしました。

国、県、市町村及び建築物の所有者等が連携を図り、本県における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、防災先進県づくりを進めます。

第 1 計画策定の趣旨

千葉県耐震改修促進計画は、法第 5 条の規定により策定するものです。

本計画は、法第 4 条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、令和 7 年度を目標年度とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

県は、本計画に基づき市町村と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、県民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保していくこととします。

なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模等及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模等

千葉県地域防災計画（令和2年度版）では、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を想定しています。

表－1 想定される地震の規模等

想定地震名	千葉県北西部直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震
規模	7.3	7.3	6.8	6.9
地震のタイプ	プレート内部	プレート境界	プレート内部	活断層
震源の深さ	約50km	27.8km	43.0km	14.4km
調査年度	平成26・27年度	平成19年度		
震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%

(2) 物的被害

表－2－1 物的被害の概要（平成19年度調査）

想定地震名		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震
建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟
	半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟
	合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟
電力	停電戸数	203,999 戸	286 戸	19,767 戸
都市ガス	停止戸数	374,533 戸	-	-
LPガス	漏洩戸数	23,667 戸	35 戸	1,483 戸
上水道	断水戸数	1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸
工業用水	被害箇所数	60 箇所	1 箇所	3 箇所
下水道	影響戸数	64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸

表－２－２ 物的被害の概要（平成 26・27 年度調査）

想定地震名		千葉県北西部直下地震
建物被害	全壊・焼失棟数	約 81,200 棟
	半壊棟数	約 150,700 棟
電力	供給停止率	約 49%
都市ガス	停止戸数	約 479,000 戸
LP ガス	機能障害世帯数	約 82,100 世帯
上水道	機能支障人口	約 2,500,400 人
下水道	影響人口	約 184,600 人

（３）人的被害

表－３－１ 人的被害の概要（平成 19 年度調査）

想定地震名			東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震
死傷者数	死者数	揺れ（全壊・半壊）	913 人	0 人	68 人
		火災	365 人	0 人	4 人
		急傾斜地崩壊	59 人	17 人	11 人
		ブロック塀等の転倒	54 人	20 人	5 人
		小計	1,391 人	37 人	88 人
	負傷者数	揺れ（全壊・半壊）	36,099 人	682 人	2,455 人
		火災	1,655 人	0 人	50 人
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人
		ブロック塀等の転倒	1,893 人	685 人	170 人
		屋内収容物の転倒等	1,176 人	112 人	117 人
		小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人
	死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人
避難者数		1 日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人
		1 ヶ月後	610,880 人	6,448 人	30,225 人
エレベーター閉じ込め台数			7,963 台	3,597 台	3,512 台

表－３－２ 人的被害の概要（平成 26・27 年度調査）

想定地震名			千葉県北西部直下地震
死傷者数	死者数	揺れ（倒壊等）	約 660 人
		急傾斜地崩壊	約 10 人
		火災	約 1,400 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約 30 人
		小計	約 2,100 人
	重傷者	揺れ（倒壊等）	約 3,000 人
		急傾斜地崩壊	—
		火災	約 660 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約 430 人
		小計	約 4,100 人
	軽傷者	揺れ（倒壊等）	約 18,600 人
		急傾斜地崩壊	約 10 人
		火災	約 1,700 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約 690 人
		小計	約 21,000 人
	死傷者数合計		約 27,200 人
避難者数		1 日後	約 298,300 人
		2 週間後	約 806,000 人
エレベーター停止台数			約 2,500 台

2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成30年度の県内の住宅戸数は、約263万戸（戸建て住宅：約140万戸、共同住宅等：123万戸）と推計されます。

その内、耐震性がある住宅戸数は、約243万戸（昭和55年以前で耐震性を有する住宅：約38万戸、昭和56年以降の住宅：約205万戸）であり、県内の住宅の耐震化率は、約92パーセントと推計されます。

表－4 住宅の耐震化の現状 (単位：万戸)

	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
住宅全体	約263	約21	約38	約204	約92%
戸建て住宅	約140	約19	約17	約104	約86%
共同住宅等	約123	約2	約21	約100	約98%

*住宅の各戸数及び耐震化率は平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値です。

*昭和55年以前の住宅で、耐震改修済みの住宅を推計し、耐震性有の住宅に含めています。

(2) 建築物

ア 耐震診断義務付け対象建築物

令和2年度における耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、616棟。そのうち、耐震性のあるものは552棟となっており、耐震化率は、約90%となっています。

表－5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 b/(a+b)
616	64	552	約90%

*各棟数及び耐震化率は令和2年4月1日時点の数値です。

イ 特定建築物

本計画における特定建築物とは、法第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が

利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。

本計画では特定建築物の耐震化率を次の式により算出しています。

$$\text{特定建築物の耐震化率} = \frac{\text{耐震性のある特定建築物棟数}}{\text{県内全ての特定建築物棟数}}$$

令和２年度における特定建築物の棟数は、県有建築物が１，４８６棟、市町村有建築物が４，６０７棟、民間建築物が約１４，２００棟で、あわせて約２０，３００棟です。

その内、昭和５５年以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、県有建築物が２４棟、市町村有建築物が１０７棟、民間建築物が約１，３００棟で、あわせて約１，５００棟です。

特定建築物の耐震化率は、約９３パーセントです。その内、県有の耐震化率は約９８パーセント、市町村有の耐震化率は約９８パーセント、民間の耐震化率は約９１パーセントとなります。

表－６ 特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和 55 年以前		昭和 56 年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
県有*1	1, 486	24	949	513	約98%
市町村有*2	4, 607	107	2, 454	2, 046	約98%
民間*3	約14, 200	約1, 300	約2, 600	約10, 200	約91%
全体	約20, 300	約1, 500	約6, 000	約12, 800	約93%

* 1 県有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和２年４月１日時点の数値です。

* 2 市町村有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和２年３月末時点の市町村調査による推計値です。

* 3 民間の特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成３１年３月末時点の市町村調査による推計値です。

なお、各施設の耐震化の取組については、「千葉県国土強靱化地域計画」によって公表しております。

(３) 県有建築物

県有建築物の耐震化については、本計画において優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」を対象に県有建築物の耐震化整備プログラム（以下「整備プログラム」という。）を策定

し、計画的に耐震改修等を進めてきたところです。なお、令和２年４月１日時点の耐震化率は約９８パーセントとなっています。

表－７ 「特定建築物」及び「震災時に応急活動拠点となる建築物等」の耐震化の現状
(単位：棟)

総棟数 (a+b+c)	昭和 55 年以前		昭和 56 年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
	耐震性無 a	耐震性有 b		
2,054	48	1,175	831	約 98%

３ 耐震化の目標の設定

平成１９年３月に策定した計画では平成２７年度に向けた目標を、平成２８年１月に策定した計画では平成３２年度に向けた目標を設定しました。

令和３年３月の改定に当たっては、基本方針や首都直下地震緊急対策推進基本計画等を踏まえ、令和７年度を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。

(１) 住宅

住宅の耐震化率の目標は、令和７年度に９５パーセントとします。

(２) 建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標は、令和７年度におおむね解消とします。

(３) 公共建築物

庁舎、病院、学校等の公共建築物については、災害時において県及び市町村の庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、病院では災害による負傷者の治療が、学校は避難場所等として活用されるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。

このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から公共建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとします。

ア 県有建築物

県は、これまで、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等について、計画的に耐震化を進めてきました。今後も、引き続き、整備プログラムにおいて耐震改修の実施状況を把握し、公表等を行うこととします。

また、「千葉県公共施設等総合管理計画」及び「千葉県県有建物長寿命化計画」をはじめとする個別施設計画等に基づき、長寿命化対策や施設総量の適正

化に向けた大規模改修や建替えなどの建物整備に併せ、耐震化を図っていきます。

イ 市町村有建築物

市町村有建築物は、震災時においては避難場所等や応急活動拠点としての機能確保が求められることから、国庫補助金の助成制度等を活用して、耐震性の確保に積極的に取り組むべきであり、特に特定建築物については計画的な耐震診断及び耐震改修等に努め、本計画の目標を踏まえて耐震化率の目標を設定すべきです。

4 公共建築物の耐震化の情報開示

県は、主要な県有建築物について各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（所在市町村名、施設名称、構造耐震指標（**ls** 値）等）をホームページ等で公表します。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/jishin-tsunami/taishinka/index.html>)

市町村は、市町村有建築物について、各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等に関する公表方法、公表項目（所在地、施設名称、耐震診断の有無、耐震診断の結果等）を定め、その結果の公表に取り組むべきです。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2) 県の役割

県は、耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じよう努めます。

県は、住宅・建築物の所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、市町村や建築関連団体と十分な連携を図り、住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

県は、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村が住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修等に対し補助事業を実施する場合、市町村に対して支援を行うこととします。

(3) 市町村の役割

市町村は、基本方針及び本計画を勘案して、地域の実情に十分配慮した市町村耐震改修促進計画を策定し、市町村有建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じよう努めるべきです。

市町村は、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進すべきです。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

県は、市町村が行う、民間の住宅・建築物への耐震診断及び耐震改修等の耐震関連事業（住宅・建築物の耐震化サポート事業）に対して支援措置を講じます。

3 重点的に耐震化すべき建築物

県は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な施設（千葉県地域防災計画又は市町村の地域防災計画で応急対策活動拠点や避難所などの防災拠点となる建築物等）について、市町村等の意向を踏まえ、法第7条第1項第一号に規定する要安全確認計画記載建築物として当該建築

物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別表 1 に記載します。

法附則第 3 条では、不特定多数の者が利用する大規模建築物等を要緊急安全確認大規模建築物として平成 27 年 12 月末までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられています。

県は、こうした耐震診断義務付け対象建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付けます。

4 重点的に耐震化すべき区域

市町村は、市町村耐震改修促進計画を策定するにあたり、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等について、重点的に耐震化の促進を図る区域として定めるべきです。

5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

県は、大規模な地震が起きた場合における避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施し、非常事態に対応した交通の確保を図るため、千葉県地域防災計画に、緊急輸送ネットワークを位置付けています。

本計画では、地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないように、その緊急輸送ネットワークにおける緊急輸送道路（以下「緊急輸送道路」という。）を沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路とし、これらの道路の沿道の建築物（施行令第 4 条第 1 項一号及び二号に規定される通行障害建築物）について、市町村と連携して耐震化を促進していきます。

（1）沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

緊急輸送道路の 1 次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する道路を指定しており、その中でも、高規格幹線道路等は、災害発生時の救助、救援、物資輸送等において、県の防災上特に重要であり、その機能確保が不可欠であるため、別表 2 に記載する高規格幹線道路等を法第 5 条第 3 項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路とし、その道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別表 2 及び別図 1 に記載します。

そのため、当該道路（別図 1）の沿道の、法第 5 条第 3 項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手したものに限る。）の所有者は、別表 2 に定める報告期限までに、耐震診断を実施し、所管行政庁にその結果を報告することが義務付けられます。

（2）その他の緊急輸送道路

（1）により沿道の建築物に耐震診断を義務付けた道路以外のその他の緊急輸送道路については、法第 5 条第 3 項第三号に規定する沿道の建築物の耐震化の促進を図ることが必要な道路とします。

そのため、当該道路の沿道の、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

なお、市町村が法第6条第3項第一号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路として、市町村耐震改修促進計画に記載した場合は、市町村の義務付けが優先適用されます。

6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、特定行政庁においては、エレベーターやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるよう指導するものとします。

また、県は、ホームページや講習会等においてパンフレットを配布するなどして、安全対策の知識の普及に努めます。

(2) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、特定行政庁においては、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、特に通行人が多い場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に建築物の所有者等に点検、改善を促すものとします。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。特定行政庁においては、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策をするよう促すものとします。

(4) ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。県は市町村と連携し、パンフレ

ットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を行います。

7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。

県及び市町村は、ホームページやパンフレットの配布により認定制度の情報提供を行うとともに、講習会、その他種々の機会を通じて建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続を紹介し、耐震化の促進に努めます。

8 特定優良賃貸住宅の空家の活用

住宅の耐震関連工事では、その内容によって工事期間中、当該住宅を居住の用に供することができなくなってしまうケースがあり、仮住居を円滑に確保できる見込みがないことが、耐震関連工事を実施する上で障害となってしまうことがあります。

そこで、住宅の耐震改修等の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空家を一定期間賃貸することができるようにし、特定優良賃貸住宅の空家の有効活用とあわせて耐震化の促進を図るものとします。

9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修

独立行政法人都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、法及び独立行政法人都市再生機構法並びに基本方針に基づき、委託により、耐震診断及び耐震改修が実施できるものとします。

また、その実施に当たっては、区分所有による共同住宅等は合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断及び耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、原則として、区分所有による共同住宅等を対象として実施することができるものとします。

10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

大規模地震等の発生に伴う崖崩れ等により、崖付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減していくものとします。

11 耐震化の状況把握

建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、市町村は、地域の住宅・建築物の耐震化状況の把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

第4 啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成・公表

市町村は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)を作成し、公表すべきです。

地震ハザードマップは、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものが望ましいです。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地震ハザードマップの作成についても積極的に取り組むべきです。

2 建築物の液状化対策

東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。

県は、こうした東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書としてとりまとめ、また、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書においても液状化の予測を行い、ホームページで情報提供するとともに、液状化しやすさマップを作成し、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。

3 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 耐震相談窓口の設置

県及び市町村は、建築物の所有者等に対して耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。

建築関連団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介するため、耐震相談窓口を設置します。

耐震相談窓口の連絡先等は、県のホームページでも情報提供します。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishin.html>)

ア 設置場所

- ・ 県土整備部都市整備局建築指導課
- ・ 県建築行政出先機関
- ・ 市町村の建築主務課
- ・ 住まい情報プラザ
- ・ (公社) 千葉県建築士事務所協会
- ・ (一社) 千葉県建築士会
- ・ (公社) 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会

- ・（一社）日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- ・（一社）千葉県設備設計事務所協会
- ・（一社）日本建築学会関東支部千葉支所

イ 相談内容

① 県、市町村

- ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- ・法に関する説明
- ・耐震診断及び耐震改修等に係る助成制度等の説明
- ・耐震診断及び耐震改修等の標準的な費用 等

② 住まい情報プラザ

- ・耐震診断及び耐震改修等の相談先の案内
- ・耐震診断及び耐震改修等に係る助成制度等の案内 等

③ （公社）千葉県建築士事務所協会、（一社）千葉県建築士会、（公社）日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、（一社）日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉、（一社）千葉県設備設計事務所協会、（一社）日本建築学会関東支部千葉支所

- ・耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談
- ・具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用
- ・耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介 等

（２）防災査察等の活用

防災査察等の機会を活用して、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等に関する必要な情報提供を行い、意識の啓発を図ります。

（３）所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

県及び市町村は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請します。

４ パンフレットの作成・配布、講習会の開催等

阪神・淡路大震災、新潟中越地震や熊本地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところです。

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて県民に周知していく必要があり、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。

(1) パンフレットの作成・配布等

県及び市町村は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口や市町村窓口に常備し、配布をします。

また、相談会、講習会の場等を活用して、広く県民等に耐震化の必要性について周知するとともに、住宅性能表示制度、長期優良住宅建築等計画認定制度及び地震保険等について情報提供していきます。

パンフレットの内容は主に以下のものとします。

- ・耐震性向上に関する注意喚起
- ・耐震改修の方法の紹介
- ・自己診断の方法
- ・金物等の補強方法

(2) 耐震相談会の実施

県は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について県民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促すために「わが家の耐震相談会」を市町村、建築関連団体等と連携して実施します。

なお、耐震相談会の開催にあたっては、直接的な普及・啓発が重要なことから、市町村による戸別訪問、町内会の回覧板による周知、自治会組織の働きかけなどの協力を得て実施していくものとします。

市町村は、県が実施した「わが家の耐震相談会」をモデルとして、建築関連団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する知識の普及、啓発を図るとともに、各種相談を受け付けることとすべきです。

(3) 講習会の実施

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会

県は、建築関連技術者（建築士等）を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催します。

講習会は、これまで登録した技術者の高齢化等による減少数を補うために、毎年概ね100名の技術者を養成していくものとします(平成7年度から講習会を実施してきており、令和2年度までに延べ41回開催し、累計の受講者数は約7,400名となっています。)

県は、講習会受講修了者を修了者名簿に記載し、修了者名簿は、県建築指導課及び出先機関、市町村の建築行政担当課及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会等の建築関連団体で閲覧に供するとともに、県のホームページで情報提供し、県民等に対し耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介に活用します。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishinkoushuukai.html>)

イ 建築物の液状化対策講習会

県は、建築技術者（建築士等）を対象として、液状化対策に関する知識・技術の向上を目的とする講習会を開催します。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅等の耐震改修は、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

県は、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供するとともに、安心してリフォーム工事を実施できるよう関係団体と連携し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

6 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。県は、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

7 自治会等との連携に関する事項

耐震化の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むことが重要です。

そこで、市町村は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図るべきです。また、県は、市町村の開催する相談会等に担当職員や建築関係団体の専門家の派遣、必要に応じたパンフレットの作成、配布等の市町村への支援を行うものとします。

8 耐震改修建築物の表彰

耐震改修を実施した建築物において、その耐震改修に係る工法等が他の建築物の耐震改修を促進し、かつ、地域の良好な景観形成等に寄与している優良な建築物である場合、県は、その建築物を表彰するものとします。

また、県は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会を通じ、（一財）日本建築防災協会が実施する耐震改修優秀建築・貢献者表彰制度に協賛し、表彰された建築物をモデルケースとして建築物の耐震改修が促進されるよう当該制度をパンフレット等で広く情報提供を行うものとします。

第5 所管行政庁との連携

県は、所管行政庁と連携し、耐震化の促進を図るため、法による指導等を行う建築物の情報共有に努め、指導等が円滑に行われるよう取り組むこととします。また、指導等に従わずに、建築基準法による勧告、命令を行うこととなった場合にも、所管行政庁と連携して取り組むこととします。

1 法による指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

ア 耐震診断・報告の実効性確保

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務がある旨の通知を行い、耐震診断の確実な実施を図ることとします。また、期限内に報告のない所有者については、督促し、それでも報告のない所有者については相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を命じ、併せてその旨をホームページで公表します。

イ 耐震診断結果の公表

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページで公表するものとします。

要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物毎に、要緊急安全確認大規模建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第8条第1項各号に定める用途毎に取りまとめた上で公表するものとします。

公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条及び技術的助言（平成25年11月25日付国住指第2930号、平成31年1月1日付国住指第3209号）に基づくものとします。

所管行政庁は、報告を受けた耐震診断結果について、迅速に取り組んだ所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表

所管行政庁は、重点的に耐震化すべき建築物と位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導及び助言を行うこととします。指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

(2) 既存耐震不適格建築物

ア 指導・助言

法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなりました。所管行政庁は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、必要に応じて、指導・助言を行うものとします。

イ 指示、公表

所管行政庁は、法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 命令等の実施の方法、考え方

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

地震による建築物の被害の軽減のためには、地域において耐震化対策に取り組むことが重要であり、全ての市町村において地域の実情にあわせた耐震改修促進計画を策定し、耐震化を促進することが必要です。

また、市町村耐震改修促進計画は、国の補助事業を活用するためにも策定する必要があります。特に所管行政庁については法による指導等を行う立場であることから、地域のあるべき耐震改修促進計画を示すことが強く望まれます。

市町村耐震改修促進計画は、県内の全ての市町村で策定されているので、基本方針及び本計画の内容を踏まえて見直しを行っていくべきです。

2 関連団体との連携

県、市町村及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

本計画の周知徹底及び計画推進のための連絡調整、市町村耐震改修促進計画策定に関する連絡調整を行い、耐震化を促進していきます。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

県内所管行政庁における指導等及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、建築物の耐震化を促進していきます。

(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議

千葉県内にある以下の建築関連団体において組織されています。

- ・ (一社) 千葉県建築士会
- ・ (公社) 千葉県建築士事務所協会
- ・ (公社) 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
- ・ (一社) 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- ・ (一社) 千葉県設備設計事務所協会
- ・ (一社) 日本建築学会関東支部千葉支所

(4) 千葉県耐震判定協議会

学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画の適確性を、審査・判定している第三者機関です。

その判定結果は、各所管行政庁の認定の判断等に用いられており、速やかな審査・判定により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

3 その他

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。

別表・別図

**別表 1 法第5条第3項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合
においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項
及び耐震診断の結果の報告の期限**

1. 報告の期限が平成27年12月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属 中学校（屋内運動場）	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立椎名小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立あやめ台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校 (特別・管理・普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校 (普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立生浜東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立横橋小学校 (普通・特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立横橋小学校 (普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立横橋小学校 (普通教室・給食室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立花見川第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立寒川小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立仁戸名小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立畑小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立誉田小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立川戸中学校（特別・ 管理・普通教室棟）	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立川戸中学校（特別教 室棟）	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立若松中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立更科中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立若松小学校 (渡り廊下棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立若松小学校 (普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立大森小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立松ヶ丘小学校	令第2条第22号	平成27年12月末

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
千葉市	千葉市立小倉小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立千草台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立西小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立高浜第一小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立柏井小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立磯辺第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立犢橋中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立千城台南中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立みつわ台中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立磯辺中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属 中学校（渡り廊下棟）	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉リハビリテーションセン ター 本館・中央棟	病院	平成27年12月末
千葉市	千葉リハビリテーションセン ター 居住棟	病院	平成27年12月末
銚子市	銚子市役所庁舎	官公署	平成27年12月末
市川市	市川市役所（本庁舎）	官公署	平成27年12月末
習志野市	第3分団詰所	令第2条第22号	平成27年12月末
柏市	柏市民文化会館	令第2条第22号	平成27年12月末
柏市	柏市役所本庁舎（高層棟）	官公署	平成27年12月末
柏市	中央公民館	令第2条第22号	平成27年12月末
市原市	市民会館（会議室棟）	令第2条第22号	平成27年12月末
市原市	消防局	官公署	平成27年12月末
市原市	五井消防署	官公署	平成27年12月末
鎌ケ谷市	鎌ケ谷市役所	官公署	平成27年12月末
浦安市	堀江中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	北部小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	浦安中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	浦安小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	美浜南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	入船小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	入船中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	富岡小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	見明川小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	見明川中学校	令第2条第22号	平成27年12月末

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
浦安市	東海大学付属浦安高等学校・ 同中等部	令第2条第22号	平成27年12月末
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市庁舎新館	官公署	平成27年12月末
白井市	白井市役所	官公署	平成27年12月末
横芝光町	横芝光町役場	官公署	平成27年12月末

2. 報告の期限が平成28年12月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
茂原市	総合市民センター	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	少年自然の家	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立米本南保育園 本館	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立米本南保育園 別館	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立睦北保育園	令第2条第22号	平成28年12月末
東金市	東金市役所 市庁舎 別館	官公署	平成28年12月末
東金市	東金市役所 市庁舎 第一 庁舎	官公署	平成28年12月末
東金市	中央公民館・児童館	令第2条第22号	平成28年12月末
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市立平岡小学校屋内 運動場棟	令第2条第22号	平成28年12月末
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市立根形中学校屋内 運動場棟	令第2条第22号	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町役場中央庁舎	官公署	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町中央公民館講堂棟	令第2条第22号	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町中央公民館研修棟	令第2条第22号	平成28年12月末
野田市	野田市保健センター	官公署	平成28年12月末
野田市	野田市急病センター	診療所	平成28年12月末

3. 報告の期限が平成30年12月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
千葉市	都町庁舎（中央部分）	官公署	平成30年12月末
八街市	八街市役所（第1庁舎）	官公署	平成30年12月末

4. 報告の期限が令和元年12月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
木更津市	木更津市立八幡台公民館	令第2条第22号	令和元年12月末
柏市	柏市水道部庁舎	令第2条第22号	令和元年12月末
勝浦市	旧勝浦市興津中学校	令第2条第22号	令和元年12月末
鴨川市	鴨川市立国保病院	病院	令和元年12月末
四街道市	四街道市役所本庁舎	官公署	令和元年12月末
八街市	八街市役所(第2庁舎)	官公署	令和元年12月末
神崎町	神崎町役場	官公署	令和元年12月末
神崎町	町民体育館	令第2条第22号	令和元年12月末
神崎町	わくわく西の城(体育館)	令第2条第22号	令和元年12月末

別表２ 法第５条第３項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限

１． 報告の期限が令和４年１２月末のもの

番号	路線名	区間	報告の期限
１	常磐自動車道	流山市下花輪～柏市上利根	令和４年１２月末
２	東関東自動車道水戸線	市川市高谷～香取市磯山	令和４年１２月末
３	東関東自動車道水戸線 (東京外環自動車道)	松戸市小山～市川市高谷	令和４年１２月末
４	東関東自動車道館山線	千葉市中央区浜野町 ～富津市竹岡	令和４年１２月末
５	館山自動車道木更津南支線	木更津市矢那～木更津市畑沢	令和４年１２月末
６	東京湾アクアライン	川崎市川崎区浮島町 ～木更津市中島 (千葉県部分に限る。)	令和４年１２月末
７	東京湾アクアライン連絡道	木更津市中島～木更津市犬成	令和４年１２月末
８	首都圏中央連絡自動車道	木更津市犬成 ～山武市松尾町谷津	令和４年１２月末
９	首都圏中央連絡自動車道	香取郡神崎町松崎～成田市吉岡	令和４年１２月末
１０	新空港自動車道	成田市吉倉～成田市取香 (成田国際空港アクセス 新東京国際空港内道路１号 (1.1km)を除く。)	令和４年１２月末
１１	首都高速道路湾岸線	浦安市舞浜～市川市高谷	令和４年１２月末
１２	京葉道路	市川市稲荷木 ～千葉市中央区浜野町	令和４年１２月末
１３	富津館山道路	富津市竹岡 ～南房総市富浦町深名	令和４年１２月末
１４	千葉東金道路	東金市山田 ～千葉市中央区星久喜町	令和４年１２月末
１５	銚子連絡道路	横芝光町芝崎 ～山武市松尾町谷津	令和４年１２月末

別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路
務付ける道路



4. 芝山町木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度

(1) 耐震診断補助金

■ 補助対象住宅

- ① 芝山町内に現に存するものであること。
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日（建築基準法の旧耐震基準）以前に着工されたものであること。
- ③ 地上階数が 2 以下であること。
- ④ 木造の一戸建て住宅及び併用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上が居住部分であること。）であること。

■ 補助対象耐震診断方法

一般社団法人千葉県建築士会または公益社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習修了者名簿に登録されたものが「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づき行う一般診断法または精密診断法による耐震診断であること。

■ 補助対象者

補助の対象となる木造住宅に自ら居住し、所有していること。

※町税等を滞納している方は補助を受けることはできません。

■ 補助金の額

耐震診断に要した費用の 3 分の 2 の額（その額に 1, 000 円未満端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、8 万円を限度とします。

芝山町木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成27年3月6日

芝山町告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の安全性に関する意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、芝山町補助金等交付規則(昭和48年芝山町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、はりその他の主要構造部が木造の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう。)をいう。
- (2) 耐震診断 「2012改定版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づき耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断をいう。
- (3) 耐震診断士 一般社団法人千葉県建築士会又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)講習修了者名簿に登録されたもの及びこれに相当する者として町長が認めるものをいう。

(補助の対象となる木造住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に現に存するものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (3) 地上階数が2以下であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、町の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の対象となる木造住宅に自ら居住し、かつ、所有している者(共有名義である場合には、その代表者に限る。)
- (2) この要綱の規定により補助金の交付を受けていない者
- (3) 世帯全員が、次に掲げる町税等の滞納をしていない者
 - ア 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税
 - イ 公共下水道使用料、農業集落排水使用料、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
 - ウ その他芝山町に納付すべき料金等

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、耐震診断に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助の対象となる経費の3分の2以内の額とし、8万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅の耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て町の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年が確認できる書類
- (4) 木造住宅の耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (5) 町税等の納付状況を確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震診断の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について町長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、木造住宅耐震診断補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して町長に申請しなければならない。

(変更決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、木造住宅耐震診断補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 交付決定者は、補助金に係る耐震診断を中止しようとするときは、木造住宅耐震診断中止届（別記第5号様式）により町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し、30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い日までに

木造住宅耐震診断補助事業実績報告書（別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書
 - (2) 耐震診断に係る契約書の写し
 - (3) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付確定）

第 1 3 条 町長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、木造住宅耐震診断補助金確定通知書（別記第 7 号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第 1 4 条 補助金の交付の請求をしようとする者は、木造住宅耐震診断補助金交付請求書（別記第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

（返還等）

第 1 5 条 町長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 耐震改修補助金

■ 補助対象住宅

- ① 芝山町内に現に存するものであること。
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日（建築基準法の旧耐震基準）以前に着工されたものであること。
- ③ 地上階数が 2 以下であること。
- ④ 木造の一戸建て住宅及び併用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上が居住部分であること。）であること。
- ⑤ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定（集団規定であるものに限る。）に違反していないこと。
- ⑥ 耐震診断において「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」または「一応倒壊しない」となり、耐震性の向上が期待できるものであること。
- ⑦ 補助金交付の決定を受けた年度の 2 月末までに補助対象事業を完了できるものであること。

■ 補助対象耐震改修方法

「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」または「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、施工工事及び監理であること。

■ 補助対象者

補助の対象となる木造住宅に自ら居住し、所有していること。

※町税等を滞納している方は補助を受けることはできません。

■ 補助金の額

耐震改修に必要な設計費、工事監理費、工事費に要する額の一部の合計となります。

- ① 設計費の 3 分の 2 の額に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額 4 万円）
- ② 工事監理費の 3 分の 2 の額に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額 6 万円）
- ③ 工事費の 100 分の 23 の額に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額 40 万円）

問合せ先：芝山町役場企画空港政策課都市計画係 電話：0479-77-3909 ファクス：0479-77-0871
--

芝山町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成28年3月25日

芝山町告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全性を確保し、もって災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事を行った者に対し、工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、芝山町補助金等交付規則（昭和48年芝山町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、はりその他の主要構造部が、木造の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、当該併用住宅の延べ面積の2分の1のものをいう。）をいう。
- (2) 耐震診断 「2012年改定版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断をいう。
- (3) 耐震改修工事 「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、施工工事及び監理をいう。
- (4) 設計者及び監理者 耐震改修の設計及び監理を行う建築士で、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会の課程を修了したもの及びこれに相当するものと町長が認める者をいう。

(補助の対象となる木造住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に現に存するものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定（集団規定であるものに限る。）に違反していないこと。
- (5) 耐震診断において「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」又

は「一応倒壊しない」となり、耐震性の向上が期待できるものであること。

(6) 補助金交付の決定を受けた年度の2月末までに補助対象事業を完了できるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、本町の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付対象となる木造住宅に自ら居住し、かつ、所有している者(共有名義である場合には、その代表者)

(2) この要綱の規定により補助金の交付を受けていない者

(3) 補助対象者の属する世帯全員が、次に掲げる町税等を滞納していない者

ア 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

イ 公共下水道使用料、農業集落排水使用料、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

ウ その他芝山町に納付すべき料金等

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第2条第3号に規定する耐震改修に要する費用のうち、次に掲げる額を合算して得た額とする。

(1) 設計に要する費用(以下「設計費」という。)

(2) 工事監理に要する費用(以下「工事監理費」という。)

(3) 工事施工者の行う工事に要する費用(以下「工事費」という。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助対象経費のうち、設計費の3分の2の額に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、その額が4万円を超えるときは4万円とする。)

(2) 補助対象経費のうち、工事監理費の3分の2の額に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、その額が6万円を超えるときは6万円とする。)

(3) 補助対象経費のうち、工事費の100分の23の額に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、その額が40万円を超えるときは40万円とする。)

(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第4号の額を差し引いた額を

交付するものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修を実施する前に、芝山町木造住宅耐震改修補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の謄本
- (2) 補助対象住宅の案内図及び登記事項証明書又は補助対象住宅の所有者を確認できる書類
- (3) 耐震診断の結果報告書(木造住宅耐震診断士又は建築士が作成したものに限る。)の写し
- (4) 補助対象経費(設計、工事監理及び工事)に係る見積書の写し
- (5) 耐震改修工事の設計図書等
- (6) 設計者及び監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、芝山町木造住宅耐震改修補助金交付決定・却下通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、耐震改修の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について町長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、芝山町木造住宅耐震改修補助金変更交付申請書(第3号様式)に第7条各号に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付して町長に申請しなければならない。

(変更決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、芝山町木造住宅耐震改修補助金変更交付決定・却下通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(着手届)

第11条 交付決定者は、耐震改修工事に着手するときは、芝山町木造住宅耐震改修工事着手届(第5号様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修設計図書（平面図、詳細図、改修一覧表及び耐震改修工事後の建築物に期待できる耐震性の診断について記載されたもの）

(2) その他町長が必要と認めるもの
(中止の届出)

第12条 交付決定者は、補助金に係る耐震改修工事を中止しようとするときは、芝山町木造住宅耐震改修工事中止届（第6号様式）により町長に届け出なければならない。

(検査)

第13条 交付決定者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上工事を行う前に、芝山町木造住宅耐震改修工事検査申請書（第7号様式）を提出し、検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計者、監理者及び施工者の立会いを求めることができる。

3 交付決定者、設計者、監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。

4 町長は、当該検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたときは、交付決定者に工事の改善を芝山町木造住宅耐震改修工事検査結果指示書(第8号様式)により指示することができる。

5 町長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し、30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の2月末日までに芝山町木造住宅耐震改修補助事業実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類等を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真(撮影場所を明記（明示）した図面を含む。

(2) 耐震改修に係る契約書の写し及び領収書の写し

(3) 耐震改修工事監理報告書（第10号様式）

(4) 耐震改修工事の竣工図等

(5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第15条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、芝山町木造住宅耐震改修補助金確定通知書（第11号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金の交付の決定に係る

会計年度の3月末日までに、芝山町木造住宅耐震改修補助金交付請求書(第12号様式)により町長に請求しなければならない。

(返還等)

第17条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

5. 危険ブロック塀等対策事業補助制度

■ 補助対象者

- ・ブロック塀等（※1）の所有者

※町税などを滞納している方、販売目的での整地・解体を行う方、公共事業などの用地取得に伴う損失補償の対象となる危険ブロック塀などの撤去を行う方などを除く。

（※1）ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、組積造（レンガ造など）の塀、万年塀その他これらに類する塀および一体の門柱ならびに基礎

■ 補助対象となるブロック塀等

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 芝山小学校の敷地からおおむね 500 メートル以内の区域に存在すること
- 道路面からの高さが 1. 2 メートルを超え、かつ、高さがブロック塀と道路境界までの水平距離より高いもの
- 道路に面していること
- 町役場職員による事前調査で危険と判断されたもの

■ 補助対象となる工事

- ① 危険コンクリートブロック塀等撤去・・・全撤去または高さ 40 センチメートル以下に減じる工事
- ② 軽量フェンス等設置

■ 補助金額

- ① 危険ブロック塀等撤去

次のいずれかのうち最も少ない額

- ア 撤去費用×1/2
- イ 撤去延長×10,000 円/m
- ウ 100,000 円

- ② 軽量フェンス等設置

次のいずれかのうち最も少ない額

- ア 設置費用×1/2
- イ 設置延長×10,000 円/m
- ウ 150,000 円

■ 受付開始日

- ① 事前調査

事前にブロック塀等の事前調査申請が必要となります。

- ② 事前調査申請期間

令和 2 年 4 月 1 日(水曜)から

※土曜日・日曜日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- ③ 事前調査申込方法

事前調査申込申請書およびブロック塀等の現況写真・付近案内図を都市計画係まで提出
なお事前調査申込申請書は都市計画係窓口およびホームページにて配布します。

※工事契約後や既に撤去している場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

問合せ先：芝山町役場企画空港政策課都市計画係
電話：0479-77-3909 ファクス：0479-77-0871

■ 芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の設置をする者に対し、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、芝山町補助金等交付規則（昭和48年芝山町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造（レンガ造、石造（大谷石等））の塀、万年塀その他これらに類する塀及びこれらと一体の門柱並びに基礎をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち、次の各要件のいずれにも該当し、第6条第1項に規定する事前調査で危険と判定されたものをいう。
 - ア 芝山小学校の敷地からおおむね500メートル以内の区域に存在すること。
 - イ 道路面からの高さが1.2メートルを超え、かつ、高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いこと。
 - ウ 道路に面していること。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (4) 軽量フェンス等 アルミフェンス、スチールフェンス、ネットフェンス、生け垣、竹垣その他ブロック塀等の重量が重いもの以外の塀や門等をいう。
- (5) 撤去 対象となるブロック塀等を全て撤去すること又は道路面からのブロック塀等の高さを0.4メートル以下に減じることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、危険ブロック塀等の所有者又は管理者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 当該危険ブロック塀等が設置されている同一の敷地において、この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある者。（ただし、ブロック塀等の撤去に係る第9条の規定による通知を受けた年度又は翌年度に撤去した危険ブロック塀等の代替となる軽量フェンス等の設置に係る補助金の交付申請をする場合を除く。）
- (3) 当該危険ブロック塀等の所有者から撤去等の承諾を受けていない管理者
- (4) 販売を目的として整地又は建物解体工事をする際に危険ブロック塀等を撤去する者
- (5) 公共事業等の用地取得に伴う損失補償の対象となる危険ブロック塀等を撤去す

る者

(6) 自己が所有する危険ブロック塀等を自ら撤去する者

(7) 芝山町暴力団排除条例(平成24年芝山町条例第1号)第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

(8) その他特に町長が不適当とする者

(補助の対象となる工事)

第4条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、危険ブロック塀等を撤去する工事及び撤去した危険ブロック塀等の代替として必要となる軽量フェンス等を設置する工事とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

工 事	補助金の額(1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。)
(1) 危険 ブロック 塀等の撤 去	次のいずれかのうち最も少ない額 ア 危険ブロック塀等の撤去に係る費用の2分の1 イ 撤去する危険ブロック塀等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額 ウ 100,000円
(2) 軽量 フェンス 等の設置	次のいずれかのうち最も少ない額 ア 軽量フェンス等の設置に係る費用の2分の1 イ 設置する軽量フェンス等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額 ウ 150,000円

(ブロック塀等の事前調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめブロック塀等が、危険ブロック塀等に該当するか否かの事前調査を受けなければならない。

2 前項の規定による調査を受けようとする者は、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付事前調査申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等の現況写真(カラーで全景及び危険箇所が分かるもの)

(2) ブロック塀等の付近案内図

(3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地において事前調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付事前調査結果通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第3項の規定により危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた申請者は、

補助金の交付を受けようとするときは、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（別記第4号様式）
 - （2） 個人情報確認同意書（別記第5号様式）又は町税の納税証明書（滞納がないことを証するもの）
 - （3） 補助対象工事の見積書の写し
 - （4） 危険ブロック塀等の撤去計画図
 - （5） 軽量フェンス等の設置計画図（配置図、断面図、立面図等）（軽量フェンス等を設置する場合に限る。）
 - （6） その他町長が必要と認める書類
- （交付の申請の期限）

第8条 前条の規定による交付の申請の期限は、補助金の交付の決定を受けようとする年度の11月末までとする。

（交付決定の通知）

第9条 町長は、規則第4条第1項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、決定を受けた事項を変更するとき又は中止するときは、あらかじめ芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金変更（中止）承認申請書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金変更（中止）承認申請書に添付する書類は、中止する場合を除き次に掲げるものとする。

- （1） 変更後の補助対象工事の見積書の写し
- （2） 変更後の危険ブロック塀等の撤去計画図
- （3） 変更後の軽量フェンス等の設置計画図（配置図、断面図、立面図等）（軽量フェンス等を設置する場合に限る。）
- （4） その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定による変更（中止）承認の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、速やかに芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（別記第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、補助対象工事の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日までのいず

れか早い日までに芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金実績報告書（別記第9号様式）により、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （1） 撤去後の写真（カラーで全景が分かるもの）
 - （2） 補助対象工事費の総額の領収証の写し
 - （3） 軽量フェンス等の設置工事の工程ごとの施工写真（軽量フェンス等を設置する場合に限るものとし、カラーで工事の内容及び完了したことが分かるもの）
 - （4） その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第12条 町長は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金額確定通知書（別記第10号様式）により、前条の規定により実績報告をした補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助対象者が、規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付請求書（別記第11号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）によるものとする。

（補助金の返還）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金返還命令書（別記第13号様式）によるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

6. 耐震改修に関する税の特例措置

(1) 所得税の特例措置

一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除されます。（適用期限：令和3年12月31日）

耐震改修促進税制

適用期限：平成21年1月1日～令和3年12月31日

【所得税の投資型減税（住宅ローンの借入の有無にかかわらず利用可能）】

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅を現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の耐震基準）に適合させる耐震改修を行った場合について、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限：250万円）の10%がその年分の所得税額から控除されます。

◆適用を受けるための主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- ③改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること

◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類を税務署に提出してください。

- ①明細書
- ②登記事項証明書（昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類）
- ③増改築等工事証明書※¹または住宅耐震改修証明書※²

*平成29年3月末までに耐震改修を完了している場合は、住宅耐震改修証明書

※¹ 増改築等工事証明書は、

- ①登録された建築士事務所に属する建築士、
- ②指定確認検査機関、
- ③登録住宅性能評価機関、
- ④住宅瑕疵担保責任保険法人

のいずれかに発行を依頼して下さい。

※² 住宅耐震改修証明書は、地方公共団体に発行を依頼して下さい。

*平成29年3月末までに耐震改修を完了している場合は、上記①～④の者または地方公共団体のいずれかに「住宅耐震改修証明書」の発行を依頼して下さい。

<標準的な工事費用相当額>

以下の表の左欄の項目に応じ、中欄の金額に右欄の単位を乗じたものの合計額です。

改修工事内容	単位あたりの金額 (令和元年12月31日までに耐震改修工事を行った場合は、中欄のカッコ内の額とする)	単位
木造の住宅(以下「木造住宅」という。)の基礎に係る耐震改修	15,400円(15,900円)	家屋の建築面積(単位 ㎡)
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円(23,400円)	家屋の床面積(単位 ㎡)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円(20,200円)	施工面積(単位 ㎡)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000円(34,700円)	家屋の床面積(単位 ㎡)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円(78,000円)	家屋の床面積(単位 ㎡)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円(2,552,000円)	箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,000円(267,600円)	家屋の床面積(単位 ㎡)

出典：国土交通省ホームページ

(2) 固定資産税の特例措置

一定の耐震改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額されます。（適用期限：令和4年3月31日）

7. ブロック塀等の安全性確保に向けた所有者向けの啓発チラシ

一般財団法人 日本建築防災協会発行

あなたの周りは大丈夫？ 今すぐブロック塀等の点検を！

～安全なブロック塀等を目指して～

所有者のみなさまへ



危険なブロック塀等を放置すると、地震時に倒壊してしまった場合、人に危害を加えてしまうことがあります。

また、避難や救助の妨げになると、周辺の方々に迷惑をかけてしまいます。

安全な塀であるかを点検し、危険と思われる時は専門家に相談しましょう！

一般財団法人 日本建築防災協会
協力：ブロック塀等の安全性確保に向けた関係団体連絡会議

～所有者のみなさまへ～

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震をはじめ過去の地震においても、ブロック塀等の倒壊によって犠牲者が発生しています。

ブロック塀等の倒壊を二度と起こさないよう、みなさま一人ひとりが、ブロック塀等の所有者としての維持管理の責任を認識し、日頃より安全点検を行うよう心がけることが大切です。

防火

ブロック塀等は、防火といった安全面や、通行人からの視線を遮りプライバシーを確保するなどといった役割も果たします。







ポイント ブロック塀等の倒壊を繰り返さないために…

- ① ブロック塀等の安全性を確保することは所有者の責務です。塀の倒壊により、周辺の方々に迷惑をかけるないようにしましょう！
- ② 既存の塀については、自分で安全点検し、わからないことがある場合や危険な塀とわかった場合は、速やかに専門家に相談しましょう！
- ③ 地方公共団体によっては、ブロック塀等の安全対策に係る補助金など支援制度が設けられている場合もあります。お住まいの地方公共団体へ支援制度を確認しましょう！
- ④ 地方公共団体によっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、避難路沿道の一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けている場合があります。お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口を確認しましょう！

既存の塀を安全点検する場合

外観の目視で安全点検ができるチェックシートです。自分で行う安全点検のポイントで適合か不適合かわからない場合は、「×(不適合)」を選択しましょう。

このチェックシートを使って、自分で行う安全点検のポイントの一つでも「×(不適合)」がある場合や、わからないことがある場合は、専門家に相談してください。

専門家への相談については、本パンフレット巻末の「相談窓口」を参照してください。

ここに注目

「ブロック塀等」と一言でいっても、補強コンクリートブロック造の塀と組積造の塀が存在します。それぞれの塀で安全点検のポイントが異なるので注意してください。

補強コンクリートブロック造の塀は、コンクリートブロックに鉄筋が入った塀をいいます。



A.ブロック塀
の項目を確認してください。

組積造の塀は、石やれんが等を積み上げてつくられた塀をいいます。



B.組積造の塀
の項目を確認してください。

A.ブロック塀 ～自分で行う安全点検のポイント～

1 塀は高すぎないか

塀の高さは地面から2.2m以下ですか？

危険



ブロック塀の高さは最高で2.2mです。ブロック塀の1段の目安は20cmです。

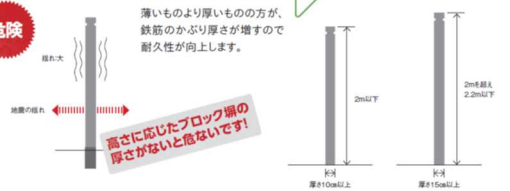
塀の両側で地面の高さが異なる場合は、安全側の判断として地面の低い側から塀の頂部までの高さを測りましょう。



2 塀の厚さは十分か

塀の厚さは15cm以上*ですか？
*塀の高さが2m以下の場合は10cm以上

危険



薄いものより厚いものの方が、鉄筋のかぶり厚さが増すので耐久性が向上します。

高さに応じたブロック塀の厚さがなく危険です！

3 控え壁があるか

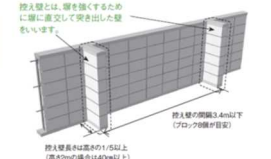
長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出した控え壁はありますか？
(塀の高さが1.2m超の場合のみ)

危険



ブロック塀に対して直交に壁をつけることで、地震時に倒れにくくなります。

ブロック塀の高さが例えば2mの場合は、ブロック塀の長さ3.4m以下(ブロック8個が目安)ごとに長さ40cm以上の控え壁が必要です。



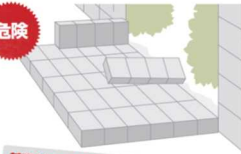
控え壁の長さ3.4m以下(ブロック8個が目安)

控え壁の高さは高さの1/5以上(高さ2mの場合は40cm以上)

4 基礎があるか

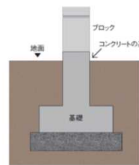
コンクリートの基礎がありますか？

危険



基礎がきちんとつくりだれていないとブロック塀が地震時に根元から倒れてしまうこともあります！

地面より上にあるブロックの最下段の下に、コンクリートの基礎があるかを確認してください。



5 塀が傾いたりしてないか

塀に傾きやひび割れがないですか？

危険



目に見えて判断できる傾きやひび割れがなくとも劣化が進んでいる場合があります。塀が劣化しつづけるサインとして、ブロック表面の鉄筋の錆び汁（茶色のにじみ）や著しい白い物質の付着（ブロック内部に雨水が浸入するなどによりコンクリートの成分が溶け出し表面で白く固まったもの）があります。

傾いている塀やひび割れている塀は劣化が進んでいるおそれがあり危険なので、塀には近付かないようにしましょう！

5項目のうち1つでも「×（不適合）」がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談しましょう！

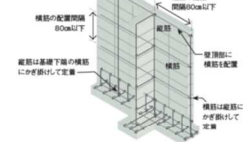
4

～専門家に相談しましょう～

以下の2項目は、外観の目視では安全点検ができない項目です。

1 塀に鉄筋はありますか？

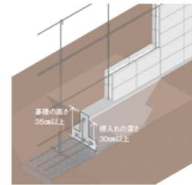
- 塀の中に径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置
- 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置
- 縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛け



2 基礎の寸法は十分ですか？

（塀の高さが1.2m超の場合のみ）

- 基礎の高さが35cm以上
- 基礎の掘入れの深さ（基礎が土の中に入っている深さ）が30cm以上



B.組積造の塀

～自分で行う安全点検のポイント～

以下の項目は、外観の目視で点検ができますが、わからないことがあれば専門家に相談してください。

1 塀の高さ

地面から1.2m以下

2 塀の厚さ

塀の高さの1/10以上の厚さ（高さ1.2mの場合は12cm以上）

3 控え壁

塀の長さ4m以下で土の厚さの1.5倍以上突出した控え壁

4 基礎

基礎があること

5 傾き・ひび割れ

塀に傾きやひび割れがないこと



傾きやひび割れ

5項目のうち1つでも「×（不適合）」がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談しましょう！

～専門家に相談しましょう～

外観の目視では安全点検ができない項目です。

※組積造の塀においても鉄筋で補強する方法があるので、塀の中の鉄筋の有無についても確認しましょう。

6 基礎の寸法

基礎の掘入れの深さが20cm以上

5

||||| 塀をつくる場合 |||||

- ① 塀をつくる場合は、建築基準法に適合させる必要があります。建築基準法上の手続き（建築確認）が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認しましょう！
- ② 信頼できる施工業者等に工事を依頼し、契約書や設計図面、見積書などをしっかりと保存しておきましょう！

ここでは、塀をつくる場合の留意点として、特に施工業者等とのやりとりにおける事項を示します。

1 建築基準法上、必要な手続きを確認しましょう。

「建築確認」が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認しましょう。



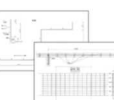
2 しっかりと工事契約を結びましょう。

契約行為を行うことが基本です。書面で契約内容を確認し、信頼できる施工業者等を選びましょう。わからないことがある場合は、しっかりと施工業者等に確認しましょう。
地面の中の基礎や塀の内部の鉄筋などは、塀が完成すると見えなくなってしまうので、きちんと工事がされているかを確認するために、工事期間中に現場を見に行くことをお勧めします。



3 契約書や設計図面、見積書（内訳書）、その他関係書類（確認済証や検査済証等）をセットにして、しっかりと保管しましょう。

塀を新しく作る場合は、施工業者等がつくる設計図面や見積書等もしっかりと保管しておきましょう。工事後の不具合や補修の際に必要です。
図面が残っていれば、いざ不具合が見つかった場合に補修計画が作りやすく、時間や費用、手間が抑えられます。



6

||||| ブロック塀等の安全対策に対する支援等 |||||

ブロック塀等の調査・点検、改修、撤去、撤去後の新設等に係る費用について、地方公共団体によっては支援制度が設けられている場合があります。地方公共団体ごとの支援制度の有無については、下記ホームページをご覧ください。また、支援制度の詳細については、お住まいの地方公共団体へお問い合わせください。
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/block/>

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正に伴い、平成31年1月1日以後、地方公共団体が指定する避難路沿道の一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けている場合があります。対象となる道路や報告期日等については、お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口へお問い合わせください。

例えば、次のような支援があります。

- 例1) ブロック塀等の撤去に対する補助金
▶ 危険なブロック塀を撤去する工事に対する支援
- 例2) ブロック塀等の改修に対する補助金
▶ 撤去後に安全な塀または生垣をつくる工事に対する支援



安全なブロック塀への改修例

||||| 相談窓口 |||||

ブロック塀等の診断・施工に関するご相談は、

■（公社）日本エクステリア建設業協会

住宅の外構専門の工事業者の団体

03-3865-5671 / <https://jpex.or.jp/>

その他、ブロック塀等の診断・設計に関するご相談は、

■（公社）日本建築士会連合会（※）

建築士の団体による連合会

<http://www.kenchikushikai.or.jp/about-our-society/sodamatsugochi.html>

■（一社）日本建築士事務所協会連合会（※）

建築士事務所の団体による連合会

<http://www.njr.or.jp/society/>

■（公社）日本建築家協会（※）

建築家の設計監理を行う建築家の団体

http://www.jia.or.jp/guide/about_jia/organization_jia.htm

※ URL先に記載の各都道府県の団体へご相談ください

ブロック塀等に使用するコンクリートブロックに関するご相談は、

■（一社）全国建築コンクリートブロック工業会

コンクリートブロックの製造者を中心とした団体

03-3851-1076 / <https://www.jcbs-jp.com/>

その他（住宅相談窓口・建築物耐震化関係）に関するご相談は、

■（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター

（住宅専門の相談を受け付ける団体（住まいのダイヤル））

0570-016-100 / <http://www.chord.or.jp/index.php>

■（一財）日本建築防災協会

建築物の耐震化を促進・支援する団体

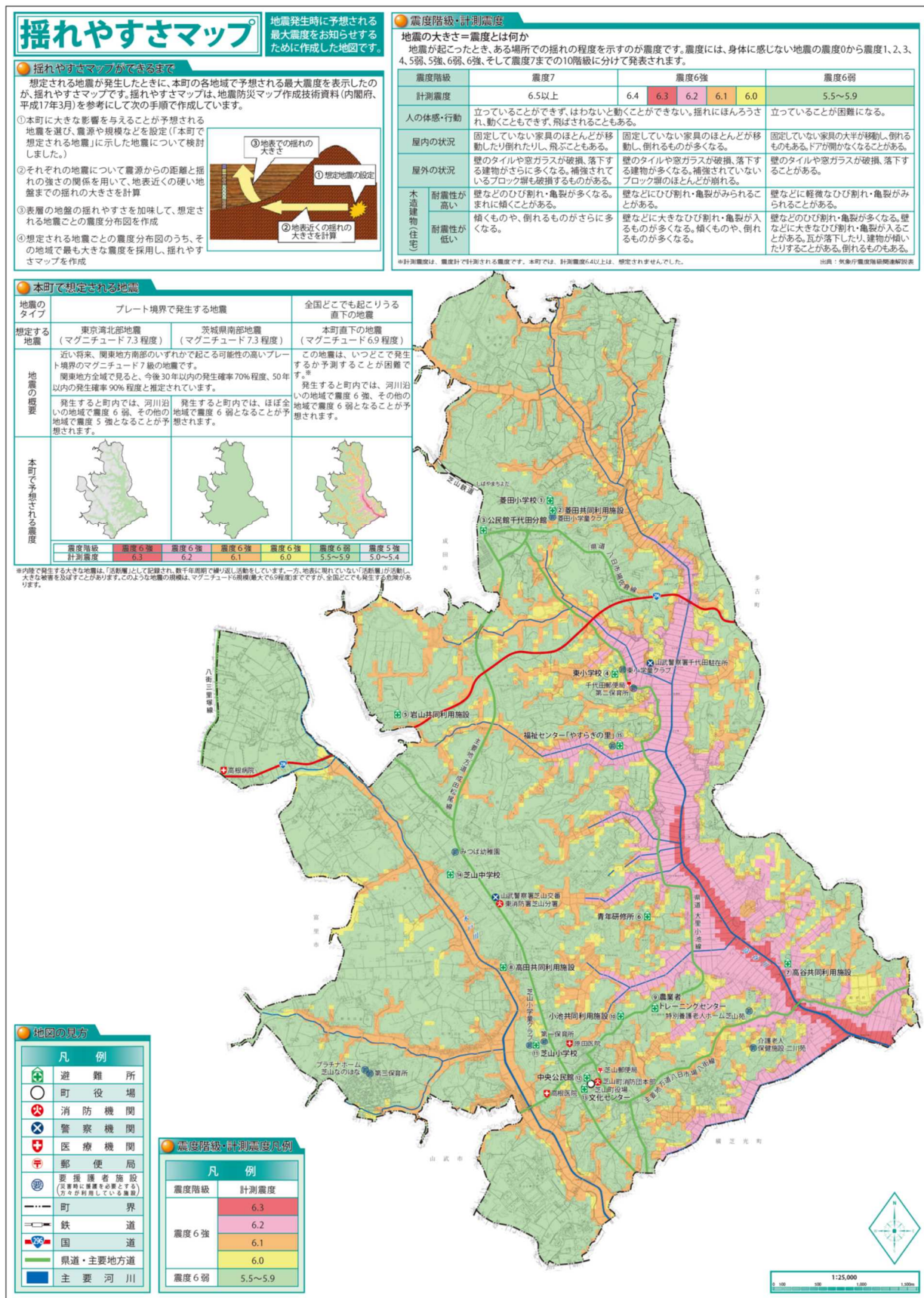
03-5512-6451 / <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

Memo

図版やイラストの掲載は、（一社）全国建築コンクリートブロック工業会、（公社）日本エクステリア建設業協会の協力を得ています。

7

8. 芝山町地震ハザードマップ



液状化危険度マップ

地震発生時の液状化の可能性をお知らせするために作成した地図です。

液状化危険度マップがてきまで

液状化危険度マップは、液状化地域ゾーニングマニュアル(国土庁防災局、平成11年1月)を参考に、以下の手順で作成しています。

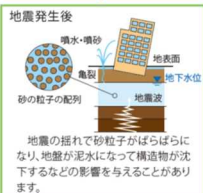
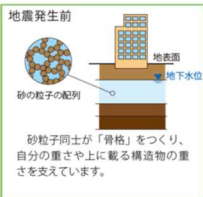
- ① 本町の地形を地形分類にもとづき分類します。
- ② それぞれの地形に応じた液状化の発生しやすいさの違いから、液状化の可能性を推定します。



※谷底平野(デルタ型)は、通常、液状化の可能性「大」に区分されるが、千鳥川の液状化危険度予測結果にもとづき、液状化の可能性を「極大」と「大」の2区分とした。

液状化とは

液状化とは、地震により砂地盤を構成する砂粒子がばらばらになり、周辺が地下水で満たされ地盤が泥水となり、地盤の強度が弱まったり、地盤の沈下が発生する現象です。



地図の見方

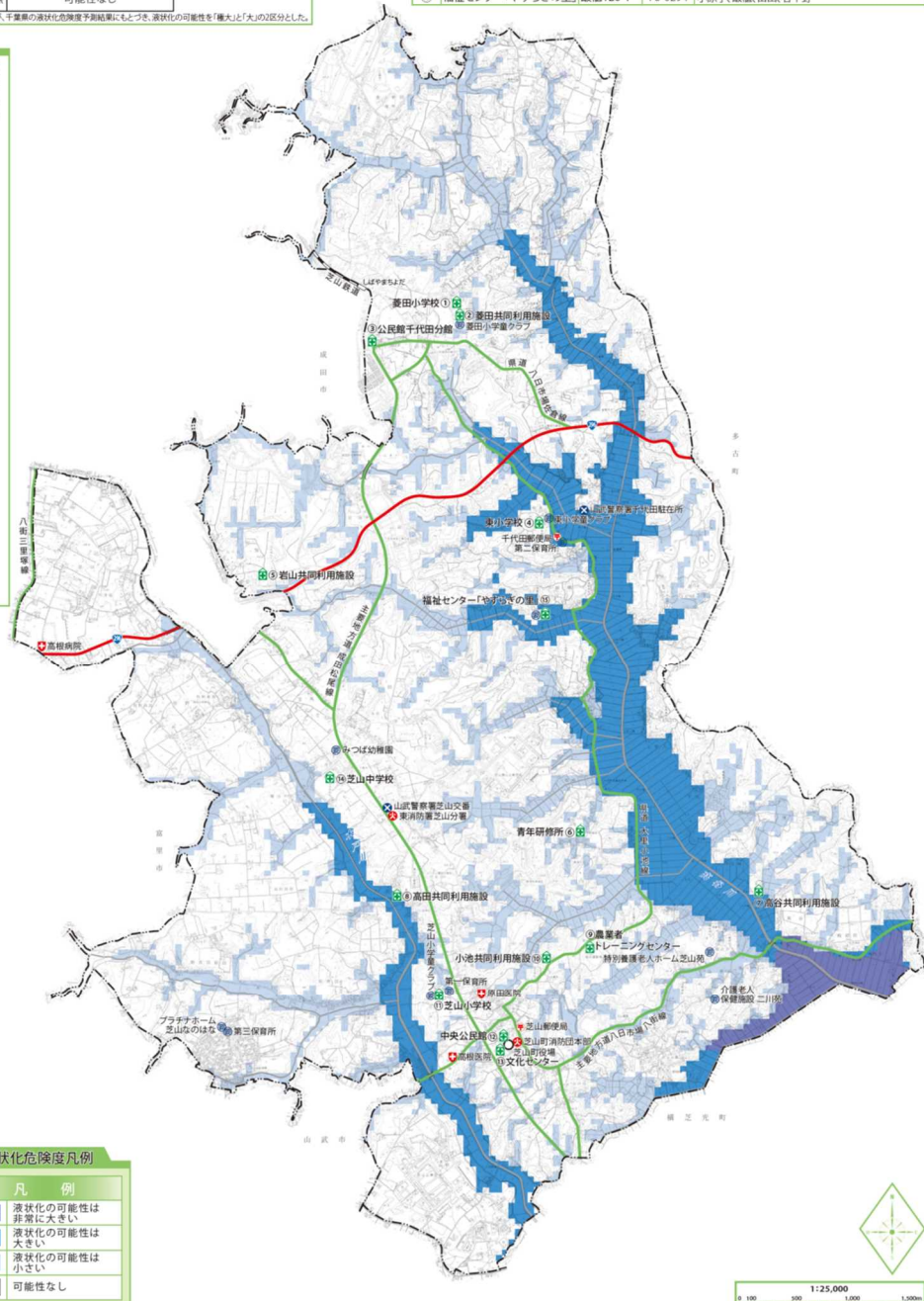
凡 例	
	避難所
	町役場
	消防機関
	警察機関
	医療機関
	郵便局
	要援護者施設 (災害時に要援護が必要とする 方が利用している施設)
	町界
	鉄 道
	国 道
	県道・主要地方道
	主 要 河 川

液状化危険度凡例

凡 例	
	極大 液状化の可能性は 非常に大きい
	大 液状化の可能性は 大きい
	小 液状化の可能性は 小さい
	無 可能性なし

避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号 (高松0479)	避難対象区域
①	栗田小学校	栗田1041	78-0007	栗田東、中郷、辺田、中谷津
②	栗田共同利用施設	栗田1041-2	78-0906	栗田西、住母家
③	公民館千代田分館	大里18-52	78-1295	千代田、坂志岡
④	栗田小学校	大里2631	78-0016	加茂、白根、浅川・稲葉
⑤	若山共同利用施設	朝倉394-16	77-0965	若山、朝倉
⑥	青年研修所	大台724	77-2089	大台北、大台宿
⑦	高谷共同利用施設	高谷71-1	77-0911	高谷、殿部田、境、宮崎
⑧	高田共同利用施設	高田6	—	高田東、高田西
⑨	農業者トレーニングセンター	小池1557	77-2291	小池7、山中東、山中西、上吹入、下吹入
⑩	小池共同利用施設	小池2325-1	77-0906	小池6
⑪	芝山小学校	新井田63	77-0015	はにわ台東、はにわ台南、はにわ台北1・2、小池9、大台南、新井田、新井田新田、ハニワ台ニュータウン
⑫	中央公民館	小池982	77-0066	小池1、小池2、小池8、芝山、芝山台
⑬	文化センター	小池973	77-1861	小池3、小池4、小池5、ハニワ台
⑭	芝山中学校	高田239-1	77-0130	大台西、牧野東、牧野西、宝馬、川津場、あけぼの、三和、一木松、スカイビレッジ
⑮	福祉センター「やすらぎの里」	飯橋126-1	78-0294	小原子、飯橋、山田、谷平野



芝山町地震ハザードマップ

地震ハザードマップについて

日本列島は、古くから繰り返し地震による被害を受けてきました。最近では平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越後地震などが発生しています。これらの地震による被害の多くが、倒壊した住宅に押し潰されて亡くなる「圧死」でした。このような被害を減らすためには、住宅等の耐震性が重要になってきます。

本市では、想定される最も大きな地震が発生したときに予想される最大震度を示した「地域危険度マップ」、各地域で予想される最大震度を示した「揺れやすさマップ」及び地震の液状化の可能性を示した「液状化危険度マップ」から構成される「地震ハザードマップ」を作成しました。住民の皆さんが自宅周辺や通学・通商路などの「建物全壊の危険性」、「最大震度」及び「液状化の可能性」を確認し、地震への備えを行うために「地震ハザードマップ」をお使いください。

お問い合わせ先 芝山町建設課
TEL 0479-77-3053
E-mail soumu@town.shibayama.lg.jp

地域危険度マップ

地震発生時の建物全壊の危険性を知らせるために作成した地図です。

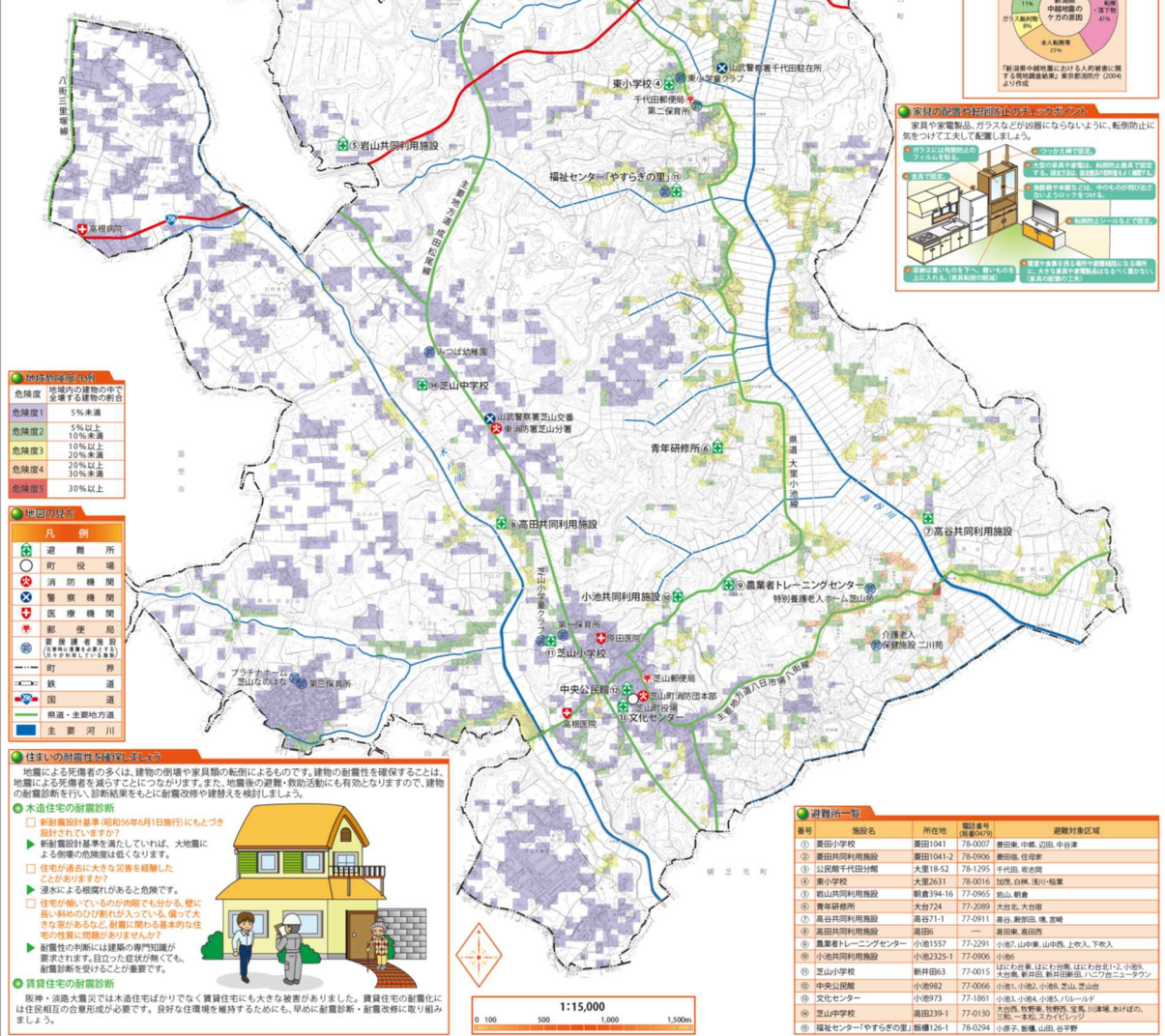
地震による死亡やケガの原因で最も多いのは、家屋の倒壊や家具の転倒による「窒息・圧死」であり、阪神・淡路大震災での死者の約8割を占めています。



皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震性が極めて重要です。

建物全壊の危険度分布を把握

地域危険度マップは、大字ごとに分布する建物の建築年代や構造を集計し、その割合と50mメッシュ単位の揺れやすさをもとに全壊すると予想される建物の割合を表示したものです。危険度の数値が大きくなるほど地域で被害を受けられる建物の割合が大きくなります。地域危険度マップは、地震防災マップ作成技術資料(内閣府、平成17年3月)を参考にして次の手順で作成しています。



● 地域危険度分布

危険度 地域内の建物の中で全壊する建物の割合

危険度1	5%未満
危険度2	5%以上10%未満
危険度3	10%以上20%未満
危険度4	20%以上30%未満
危険度5	30%以上

● 地図の凡例

凡	例
避難所	○
町役場	●
消防機関	⦿
警察機関	⦿
医療機関	⦿
郵便局	⦿
児童遊園地	⦿
公園	⦿
町界	---
鉄道	—
国道	—
県道・主要地方道	—
主要河川	—

● 住まいの耐震性を確認しましょう

地震による死者の多くは、建物の倒壊や家具類の転倒によるものです。建物の耐震性を確保することは、地震による死者を減らすことにつながります。また、地震後の避難・救助活動にも有効となりますので、建物の耐震診断を行い、診断結果をもとに耐震改修や建て替えを検討しましょう。

● 木造住宅の耐震診断

新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）にもとづき設計されていますか？
新耐震設計基準を満たしていれば、大地震による倒壊の危険性は低くなります。
住宅の構造に大きな変更を経験したことがありますか？
増築による増築があると危険です。
住宅の傾いているのが内閣でも分かる、壁に長い斜めのひび割れが入っている、傾いて大きな窓があるなど、耐震に悪影響を及ぼす住宅の傾きの傾斜がありますか？
耐震性の診断には建築の専門知識が要求されます。目立つた症状がなくても、耐震診断を受けることが重要です。

● 賃貸住宅の耐震診断

阪神・淡路大震災では木造住宅ばかりでなく賃貸住宅にも大きな被害がありました。賃貸住宅の耐震性には住民相互の合意形成が必要です。良好な環境を維持するためにも、早めに耐震診断・耐震改修に取り組みましょう。

● 地震ハザードマップの活用

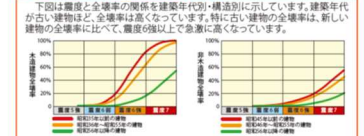
自宅周辺の揺れかたの把握や、避難所やよく行く場所までの通り道の安全確認などに、次のようなことに活用してください。

- ① 古い住宅が密集しているか
- ② 高い建物があるか
- ③ 高い家が近くにあるか

● 地震による住宅への被害の軽減策



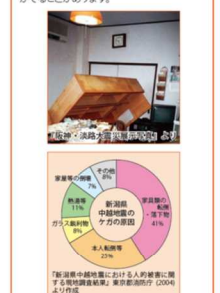
● 過去の地震による被害と建物全壊率の関係



● 家具や家電製品の固定が大切です

住宅の倒壊を免れ、タンスなどの家具が転倒、テレビや電子レンジが飛び、ガラスが砕け散るなど、何気ないものが一瞬にして凶器に変わります。

新潟県中越地震によるケガの原因の4割以上が家具類の転倒・落下とされています。また、ケガをすることで避難行動に大きな支障がでることがあります。



● 家具の配置や転倒防止のチェックポイント

家具や家電製品、ガラスなどが倒壊にならないように、転倒防止に気をつけて工夫して配置しましょう。

- ① ガラスは転倒防止のフィルムを貼る。
- ② 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。
- ③ 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。
- ④ 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。
- ⑤ 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。
- ⑥ 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。
- ⑦ 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。
- ⑧ 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。
- ⑨ 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。
- ⑩ 家具や家電製品は、転倒防止の金具を付ける。

● 避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	避難対象区域
①	芝山小学校	芝山1041	78-0037	芝山、中越、中越後
②	高田共同利用施設	高田1041-2	78-0906	高田、佐野、佐野
③	公民館千代田分館	大重18-52	78-1295	千代田、佐野
④	栗小中学校	大重2631	78-0016	高田、佐野、佐野
⑤	高田共同利用施設	新井194-16	77-0965	高田、佐野
⑥	青年研修所	大重724	77-3089	高田、佐野
⑦	高田共同利用施設	高田71-1	77-0911	高田、佐野、佐野
⑧	高田共同利用施設	高田5	—	高田、佐野
⑨	農業者トレーニングセンター	小池1557	77-2291	小池、山手、山手、山手
⑩	小池共同利用施設	小池2251-1	77-0996	小池
⑪	芝山小学校	新井1063	77-0015	大谷、新井、新井、新井
⑫	中央公民館	小池92	77-0066	小池、小池、小池、小池
⑬	文化センター	小池973	77-1861	小池、小池、小池、小池
⑭	芝山中学校	高田219-1	77-0130	大谷、佐野、佐野、佐野
⑮	福祉センター「やすらぎの里」	高田126-1	78-0294	小池、高田、高田、高田